



みんなでつくる **わ** のまち **能代**

広報

のしろ

—お知らせ版—

2022
(令和4年)

7.25

第375号



©Noshiro City

新型コロナウイルス感染症関連

支援金・給付金情報

長期影響継続事業者支援金の申請受付開始

●対象 令和4年1月1日お

よび申請日時時点で、市内に住所を有する個人事業者および市内に主たる事業所がある法人

●支給要件

・コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響により、1月から12月までの間の連続した6カ月間の売上が、前年から3年前のいずれかの年の同期と比べて30%以上減少していること

・令和3年度以前に課税された市税などの滞納がないこと
※前年度以前の市税などに滞納がある方も申請前に納付した場合は支給対象となりますので、早めにご相談ください。

●支援額

個人事業主：最大50万円
(支給要件に該当する年の事業収入×5%)
法人：最大100万円
(支給要件に該当する事業年度の事業収入×5%)

●申請方法

郵送または窓口で

(窓口申請は完全予約制)

※7月25日(月)より窓口申請の予約を開始します。

●申請期限

令和5年1月31日(火)まで

●提出書類

・支援金申請書
・確定申告書類
・通帳の写し
・対象期間の月別の売上額がわかる書類
・本人確認書類

(個人は申請者、法人は来庁者の本人確認書類)

・本申請指定の納税証明書(市税務課発行)

予約・問合せ

商工労働課 ☎89・2186



住民税非課税世帯等臨時特別給付金

●対象 令和4年6月1日時

点で市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

・非課税世帯：令和3年度の住民税が課税されていて、新たに令和4年度住民税が非課税となった世帯

・家計急変世帯：令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※令和3年度に住民税が非課税もしくは家計急変により、すでに給付金を受給した世帯に再度支給するものではありません。

●申請方法

①令和3年1月1日以前から市内に住所を有する非課税世帯：対象世帯へ文書を送付していますので、提出方法や必要書類などの詳細をご確認ください。

②令和3年1月2日以降の転入者(非課税)がいる非課税世帯または家計急変世帯

…申請書の提出が必要です。
※②の申請書の提出方法や必要書類などの詳細についてはお問い合わせください。

●申請期限

9月30日(金)まで

●支給額

1世帯当たり10万円

問合せ 福祉課

非課税世帯…☎89・2925

家計急変世帯…☎89・2926



臨時特別給付金を装った詐欺に注意!



不審な電話がかかってきた場合は、すぐに福祉課や能代警察署(☎52-4311)にご連絡ください。